# 北海道

# 文化財保護審議会

日時:令和4年9月9日(金)10時00分~

場所:道庁別館西棟 4階 8号会議室

(札幌市中央区北3条西7丁目)

: Web会議システム(Zoom)

# 会議次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
  - (1) 協議事項 I
    - ア 会長・副会長の選出
    - イ 部会構成
    - ウ 部会長及び副部会長の選出
  - (2) 報告事項
    - ア 文化財の指定(登録)の状況
    - イ 令和3年度道指定文化財現況調査
    - ウ 令和4年度市町村指定文化財の状況
    - エ 勝山館跡宮ノ沢川右岸出土品の道指定に向けた取組
    - オ 北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針(案) の意見募集
  - (3) 協議事項Ⅱ
    - ア 道指定文化財の諮問に対する答申
    - イ 道指定無形民俗文化財の指定に向けた取組
- 5 閉 会

# 北海道文化財保護審議会出席者名簿

# 1 委員

区分	役職	氏 名	所 属 等	出席	摘要	
		内田 祐一	文化庁アイヌ文化振興調査官	0		
		北村 清彦	北海道大学名誉教授	0		
		熊木 俊朗	東京大学大学院常呂実習施設教授			
学		白木 彩子	東京農業大学生物産業学部准教授	0		
識		鈴木 明彦	北海道教育大学札幌校教授	0		
邟		角 美弥子	北海道教育大学岩見沢校准教授	0		
経		瀬川 拓郎	札幌大学教授	0		
験		谷本 晃久	北海道大学大学院教授			
<b>耐</b> 央		中島 宏一	北海道開拓の村館長 (学芸員)	0		
者		並川 寛司	北海道教育大学名誉教授	0		
		羽深 久夫	札幌市立大学名誉教授	0		
		森 雅人	札幌大谷大学教授	0		
		山本 亜生	小樽市総合博物館主査(学芸員)	0		
行政		小島健太郎	北海道森林管理局計画保全部長	_		

# 2 事務局 (文化財・博物館課)

所 属 名	職名	氏 名
北海道教育庁生涯学習推進局	局 長	山上 和弘
北海道教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	課長	髙見 里佳
文化別・  母物 串球	課長補佐 (文化財保護係)	本間 雅章
	課長補佐 (文化財調査係)	藤原 秀樹
	係長(文化財保護係)	小松 靖知
	主査(文化財保護係)	鶴田 純子
	主査(文化財保護係)	菊地 梢
	主任 (文化財保護係)	内田 和典
	主任 (文化財保護係)	古澤 翔子
	主事 (文化財保護係)	伊藤 拓朗

# 北海道文化財保護審議会条例

昭和50年12月23日条例第33号 改正 平成10年7月1日条例第33号 平成17年3月31日条例第45号

## (設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定により、北海道教育委員会 (以下「教育委員会」という。)の附属機関として、北海道文化財保護審議会(以下「審 議会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項に ついて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

## (組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

## (委員及び特別委員)

- 第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、 教育委員会が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

# (会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

# (教育委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規 則で定める。

附則

- 1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。
- 2 北海道文化財専門委員条例(昭和28年北海道条例第100号)は、廃止する。 (以下省略)

# 北海道文化財保護審議会規則

昭和51年3月31日教育委員会規則第11号

改正 昭和52年8月24日教育委員会規則第19号 平成元年4月1日教育委員会規則第7号 平成17年4月1日教育委員会規則第9号 平成18年3月31日教育委員会規則第4号 平成19年5月31日教育委員会規則第10号 平成24年3月30日教育委員会規則第4号

北海道教育委員会は、北海道文化財保護審議会条例(昭和50年北海道条例第33号)第8条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

# (審議会への諮問)

- 第1条 北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる事項については、あらかじめ、北海道文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。
  - (1) 道指定有形文化財の指定及びその指定の解除
  - (2) 道指定無形文化財の指定及びその指定の解除
  - (3) 道指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び追加認定並びにその認定の解除
  - (4) 道指定有形民俗文化財又は道指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
  - (5) 道指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち記録を作成し、保存し、又は公開すべきものの選択
  - (6) 道指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
  - (7) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然 記念物の仮指定
  - (8) その他文化財の保存及び活用に関し教育委員会が必要と認める事項

## (部会)

第2条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、次の表のとおり部会を置く。

名 称	調査審議会事項
第1部会	有形文化財、史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第2部会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項
第3部会	名勝及び天然記念物に関する事項

- 2 部会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 第3条 各部会に、部会長を置き、その部会に属する委員及び特別委員が互選する。
- 2 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 第4条 部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 部会は、委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会 長の決するところによる。

#### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、生涯学習推進局文化財・博物館課において処理する。

#### (細日)

第6条 この教育委員会規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

# 北海道文化財保護審議会運営要項

(昭和51年 4 月20日 北海道文化財保護審議会決定)

北海道文化財保護審議会規則(以下「規則」という。)第6条の規定により北海道文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議会の議長)

- 第1 会長は審議会の議長となり議事を整理する。
- 第2 会長、副会長が共に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 (建議)
- 第3 建議案を提出しようとする委員は、案を作成し、会長に提出するものとし、審議会において 審議するものとする。

#### (審議会の議事)

- 第4 規則第1条の規定による諮問に応じ、審議会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規則第1条第1項から第7項に規定する道指定文化財の指定及び解除、道指定無形文化財の保持者、保持団体の認定及びその認定の解除、無形の民俗文化財の記録保存選択並びに国指定史跡名勝天然記念物の仮指定に関する事項。
  - (2) 道指定文化財の管理、修理及び保存の勧告に関する事項。
  - (3) その他文化財の保存、管理及び活用に関し特に重要な事項。

#### (審議会への報告)

- 第5 北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる事項について審議会に報告 するものとする。
  - (1) 道指定文化財の所有者、管理責任者の変更等に関する事項。
  - (2) 道指定文化財の滅失、毀損等に関する事項。
  - (3) 道指定文化財の管理、修理及び保存の措置に関する事項。
  - (4) 道指定無形文化財の保持者及び保持団体の氏名、名称等の変更及び構成員の移動等に関する 事項。
  - (5) 国指定文化財の指定及びその指定の解除(本道に関係のあるもの)及び市町村指定文化財の 指定及び解除に関する事項。
  - (6) その他文化財の保存、管理及び活用に関する特に重要な事項。

#### (部会の議長)

第6 部会長は部会の議長となり議事を整理する。

#### (他部会との連携)

第7 部会の調査審議を行う場合において、他部会の意見を求めることができる。 部会長は必要に応じ関係部会長と協議し、2以上の部会の合同会議をすることができる。 (部会の議事)

- 第8 部会における議事は、規則第2条第1項に規定する専門の事項を調査審議する。
- 第9 第8に定めるもののほか、次の事項に関し、教育委員会の求めに応じ調査審議するものとし、 部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

ただし、部会で決定した場合は、次回の審議会にその旨報告するものとする。

- (1) 道指定文化財の現状変更等の許可及び許可に係る条件等に関する事項
- (2) 道指定文化財の公開の勧告に関する事項
- (3) 前各号のほか、審議会長が部会において調査審議し決定すべきものと認めた事項

# 北海道文化財保護審議会傍聴要領

(平成18年8月30日 北海道文化財保護審議会決定)

# 1 傍聴手続き

- (1) 北海道文化財保護審議会の会議(以下「会議」という)の傍聴を希望する方は、 事前に電話で申し込むか、当日、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所 を記入し、会議の議長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入場 してください。
- (2) 傍聴者は、10名以内とします。先着順とし、定員になり次第締め切ります。 ただし、報道関係者の取材については、別に許可します。
- 2 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴するに当たり、次の事項を遵守してください。

- (1) 私語等はつつしみ、静粛に傍聴してください。拍手その他の方法により賛成、 反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 飲食(軽飲料を除く)及び喫煙などはできません。
- (3) 写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会議の議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
- 3 傍聴することができない方
  - (1) 酒気を帯びていると認められる方
  - (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している方
  - (3) 前2号のほか、議長において傍聴が不適当と認める方

## 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は制止しますが、これに従わないときは、議長の指示により退室していただく場合があります。

(平成28年3月30日 教育委員会決定) (平成31年4月10日 一部改正 ) (令和元年5月29日 一部改正 )

## 第1 趣旨

この基準は、北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関、懇談会及び連絡調整会議(道立学校に置かれるものを除く。)の適正な設置又は開催及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

- 1 この基準において「附属機関」、「懇談会」及び「連絡調整会議」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 附属機関

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又 は調査等を目的として、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機 関

(2) 懇談会

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う 会合で、機関としての意思決定を行わないもの

- (3) 連絡調整会議
  - ア 教育委員会及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、教育委員会が設置又は 開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの
  - イ 教育委員会の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、教育委員会が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関として意思決定を行わない会議
- 2 この基準において「所管課長等」とは、附属機関、懇談会又は連絡調整会議を所管する本庁の課 長(幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。)、出先機関の長及び所管機関の長(道立学校 長を除く。)をいう。
- 3 この基準において「法令等」とは、法律、政令及び府省令(告示を含む。)並びに条例、規則、 訓令及び告示をいう。

#### 第3 附属機関の設置

- 1 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 新たに附属機関を設置する場合には、類似又は関連する既存の附属機関の有効活用や関係者による会議の開催、有識者等からの意見の聴取等の他の手段の活用による対応を十分検証の上、必要最小限の設置とする。
- (2) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて適切な範囲のものとする。
- 2 所管課長等は、新たに附属機関を設置する場合については、総務政策局総務課長に協議するものとする。

#### 第4 附属機関の委員の任命等

- 1 附属機関の委員(以下「委員」という。)の任命に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
- (1) 委員の数は、原則として15人以内とする。
- (2) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を任命する。

- (3) 北海道行政基本条例(平成14年北海道条例第59号)第5条の規定により、附属機関の設置目的等に応じ、委員を公募し、これに応じた者から任用するよう努める。
- (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」(平成20年4月1日北海道男女平等参画本部改定)を 踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
- (5) 附属機関の設置目的に応じ、若者世代(おおむね40歳未満の者。以下同じ。)の任命に配慮する。
- (6) 審議などの項目が市町村に関連するものにあっては、委員に市町村職員(市町村長を含む。以下同じ。)を任命するよう努める。
- (7) 附属機関の所掌事務が経常的に発生しない場合は、当該附属機関の設置根拠において、必要の 都度委員を任命することができるよう定める。
- (8) 委員には、原則として、一般職に属する道職員(道職員であった者を含む。以下同じ。)を任命しない。
- (9) 委員の任命に当たっては、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を委員 に任命する場合は、この限りでない。
- (10) 委員の在任期間は、9年(任期が1年未満の場合は、1年として計算する。以下同じ。)を限度とする。ただし、当分の間、女性の委員については、12年を限度とする。
- (11) 複数の附属機関及び常設の懇談会において同一人を重複して委員に任命し、又は構成員としようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の委員の場合は、5機関にとどめる。

なお、附属機関又は常設の懇談会の設置期間が6月以内の短期的なものは、対象としない。

- (12) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」(平成11年3月12日付け道議総第776号北海道議会議長通知)の趣旨を踏まえ、道議会議員を委員に任命しない。
- (13) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第8号から前号までの留意事項を明示した上で、委員の推薦依頼を行う。
- 2 前項第8号から第12号までの規定により難い特別の事情があると認められる場合は、次のとおりとし、所管課長等は、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するとともに、任命等の決定書に当該事情等を具体的に明示する。
- (1) 各種関係団体等に対して、委員候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があった場合
- (2) 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したものの、 他に代わるべき適任者がいない場合
- (3) 専門的な知識・経験を有する道職員(医師・教職員・研究職員等)を任命することが特に必要と認められる場合

なお、道職員は、その事務の性質上、やむを得ない場合を除き、当該附属機関の代表者としないものとする。

# 第5 附属機関の運営

- (1) 附属機関の運営に当たっては、必要に応じ、部会、専門委員会、分科会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 附属機関の円滑な運営に資するよう、委員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 会議資料は、原則として会議の開催前に委員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
  - ア 会議を公開と決定した場合

傍聴者及び報道関係者には、委員に配付する会議資料と同一のものを配付する。

イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合

傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)の規定によ

り非開示とされる情報(以下「非開示情報」という。) が含まれる会議資料を除き、公開できる 資料は全て配付する。

- (4) 北海道行政基本条例第5条第2項及び北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除く。
- (5) 附属機関の会議については、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開、非公開又は一部非公開の取扱いを決定する。
- (6) 附属機関は、会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (7) 議事録は、教育庁文書管理規程運用方針(平成17年3月31日教育長決定)、所管機関文書管理規程運用方針(平成17年3月31日教育長決定)等に基づき、作成する。
- (8) 附属機関の設置・改廃、委員の氏名、会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センターで、一般の閲覧に供する。

区分		公表資料	様式
附属機関の設置		・附属機関の概要	第7第1項の報告様式
		・委員名簿	
会	事前周知	・会議開催予定(注1)	任意
議	会議内容	・会議資料(注2)	
0		(一部非公開・非公開の理由を	
開		含む。)	
催		・議事録(注3)	

- (注1) 日時、開催場所、審議事項、傍聴の可否等を記したもの
- (注2)会議資料には、出席者名簿を含む。
- (注3) 非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。

# 第6 附属機関の見直し

所管課長等は、附属機関の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

#### (1) 廃止

ア 所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下した もの

イ 関係者による会議の開催や有識者等からの意見の聴取等の他の手段による対応が可能なもの

#### (2) 統合

ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の附属機関と類似しているもの

イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

#### 第7 報告及び協議

- 1 所管課長等は、毎年4月1日現在の附属機関の委員の選任状況(公募を含む。以下同じ。)、開催 状況、予算措置状況等及び附属機関の前年度に係る会議の公開等の実施状況について、総務政策局 総務課長に報告するものとする。
- 2 所管課長等は、附属機関の廃止、委員の改選を行った場合は、速やかに総務政策局総務課長に報告するものとする。
- 3 所管課長等は、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課

長に協議するものとする。

# 第8 懇談会の開催、運営等

- 1 懇談会の開催、運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとし、その運営方法等が附属機関と誤解されないよう、明確に区別するものとする。
- (1) 新たに懇談会の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の懇談会の活用等の可能性を十分検証の上、必要最小限とする。
- (2) 懇談会については、有識者等からの意見聴取、意見交換、懇談等の場であることから、附属機関とは異なり、恒常的な組織と誤解されないよう、次のいずれかに該当する常設が必要なものを除き、要綱や要領等に基づき常設しない(必要な都度の開催、事案が発生した場合の招集等、決定書により開催する。)。
  - ア 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの
  - イ 条例又は規則で設置するもの
  - ウ 道又は教育委員会の計画に位置付けられているもの
  - エ 毎月の開催が見込まれる等、開催の頻度が高いと認められるもの
  - オ 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と 認められるもの
- (3) 常設しない懇談会について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めることは差し 支えない。
- (4) 懇談会の名称に、「審議会」、「審査会」、「調査会」及び「委員会」は用いない。ただし、第2 号ア及びイの場合は、この限りでない。
- (5) 懇談会の開催に当たっては、会議への出席の依頼及び承諾の手続によるものとし、原則として、 委員等の役職の委嘱は行わない。
- (6) 懇談会の構成員は、全員が同等の立場で参集を求めるものであることから、会長等を定めない。 ただし、議事進行役としての座長の選出は可能とする。
- (7) 懇談会は、定足数及び議決方法に関する議事手続事項を定めない。
- (8) 懇談会として、意見の取りまとめや意見の表明を行わない。
- (9) 懇談会の構成員から聴取した意見等については、「報告書」、「答申書」、「建議書」、「意見書」等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さない。
- (10) 懇談会の開催、招集、公開・非公開・一部非公開の決定等の運営は、所管課が行う。
- (11) 出席の対価として費用を支払う場合は、報償費による。
- 2 懇談会の構成員の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
- (1) 構成員は、原則として15人以内とする。
- (2) 懇談会の機能が十分に発揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を構成員とする。
- (3) 北海道行政基本条例第5条の規定により、懇談会の設置目的等に応じ、委員を公募し、これに 応じた者から任用するよう努める。
- (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」を踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
- (5) 懇談会の設置目的に応じ、若者世代の参加に配慮する。
- (6) 懇談会の内容が市町村に関連するものにあっては、市町村職員を構成員とするよう努める。
- (7) 原則として、一般職に属する道職員を構成員としない。
- (8) 常設の懇談会の構成員の年齢は、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を構成員に任命する場合は、この限りでない。

- (9) 常設の懇談会の構成員の在任期間は、9年を限度とする。ただし、当分の間、女性の構成員については、12年を限度とする。
- (10) 複数の常設の懇談会及び附属機関において同一人を重複して構成員とし、又は委員に任命しようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の構成員の場合は、5機関にとどめる。

なお、常設の懇談会又は附属機関の設置期間が6月以内の短期的なものは、対象としない。

- (11) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」の趣旨を踏まえ、道議会議員を構成員としない。
- (12) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第7号から前号までの留意事項を明示した上で、構成員の推薦依頼を行う。
- 3 前項第7号から第11号までの規定により難い特別の事情があると認められる場合は次のとおりとし、常設する懇談会については、所管課長等は、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するとともに、依頼又は委嘱の決定書に当該事情等を具体的に明示し、常設しない懇談会については、依頼の決定書に、当該事情等を具体的に明示する。
- (1) 各種関係団体等に対して、構成員候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があった場合
- (2) 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したものの、他に代わるべき適任者がいない場合
- (3) 専門的な知識・経験を有する道職員(医師・教職員・研究職員等)を構成員とすることが特に必要と認められる場合であって、かつ、道職員以外に適任者がいない場合
- 4 懇談会の運営に当たっては、法令に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
- (1) 懇談会の円滑な運営に資するよう、構成員への積極的な情報提供に努める。
- (2) 会議資料は、原則として会議の開催前に構成員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
  - ア 会議を公開と決定した場合 傍聴者及び報道関係者には、構成員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
  - イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合 傍聴者及び報道関係者には、非開示情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て 配付する。
- (3) 北海道行政基本条例第5条第2項及び北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等であって、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除く。
- (4) 懇談会の会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (5) 議事録は、教育庁文書管理規程運用方針、所管機関文書管理規程運用方針等に基づき、作成する。
- (6) 常設の懇談会の設置・改廃及び構成員の氏名並びに懇談会の会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するとともに、 法制文書課行政情報センターで、一般の閲覧に供する。

区分		公表資料	様式
常設	の懇談会の設置	・ 常設の懇談会の概要	第8第7項の報告様式
		• 構成員名簿	
懇	事前周知	・会議開催予定(注1)	任意

Ì	談	会議内容	· 会議資料(注2)
	会		(一部非公開・非公開の理由を
	$\mathcal{O}$		含む。)
	開		· 議事録(注3)
	催		

- (注1) 日時、開催場所、懇談事項、傍聴の可否等を記したもの
- (注2)会議資料には、出席者名簿を含む。
- (注3) 非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。
- 5 所管課長等は、常設の懇談会の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めると ころにより整理合理化等を行うものとする。
- (1) 廃止

所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの

- (2) 統合
  - ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の懇談会と類似しているもの
  - イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの
- 6 常設する懇談会の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条例又は 道及び教育委員会の計画に設置期限の設定がある場合は当該設置期限を、それ以外の場合は2年間 の見直し期限を設定する。
- 7 所管課長等は、毎年4月1日現在の常設の懇談会の構成員の選任状況、開催状況、予算措置状況 等及び会議の公開等の実施状況について、総務政策局総務課長に報告するものとする。
- 8 所管課長等は、新たに常設の懇談会を設置する場合については、総務政策局総務課長に協議するものとする。
- 9 所管課長等は、常設の懇談会の廃止、常設の懇談会の構成員の改選を行った場合は、速やかに総 務政策局総務課長に報告するものとする。
- 10 所管課長等は、懇談会について、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ 総務政策局総務課長に協議するものとする。
- 第9 連絡調整会議の開催、運営等
  - 1 連絡調整会議の設置又は開催に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 新たに連絡調整会議の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の連絡調整会議の活用等の可能性を十分検証の上、必要最小限とする。
  - (2) 第2第1項第3号(ア)に規定する連絡調整会議は、構成機関の事務執行等の連絡調整を図る場であることから、構成員に対する報償費及び旅費の支出は行わない。
  - 2 連絡調整会議は、次のいずれかに該当する常設が必要なものを除き、要綱や要領等に基づき常設しない。(必要に応じ開催する。)
  - (1) 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの
  - (2) 条例又は規則で設置するもの
  - (3) 道又は教育委員会の計画に位置付けられているもの
  - (4) 毎月の開催が見込まれる等、開催の頻度が高いと認められるもの
  - (5) 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と認められるもの
  - 3 常設しない連絡調整会議について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めることは 差し支えない。
  - 4 道職員以外の者が参加する連絡調整会議の名称に、「審議会」、「審査会」、「調査会」及び「委員

会」は用いない。ただし、第2項第1号及び第2号の場合は、この限りでない。

- 5 連絡調整会議の運営に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものと する。
- (1) 合議制の連絡調整会議については、必要に応じて、部会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 連絡調整会議の円滑な運営に資するよう、構成員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 北海道行政基本条例第5条第2項及び北海道情報公開条例第26条の規定により、法令等、要綱、要領等に基づき設置された連絡調整会議の会議については、原則として公開とし、所管課において会議の公開・非公開・一部非公開を決定する。ただし、法令等、要綱、要領等に基づかず設置された連絡調整会議の会議の公開、非公開又は一部非公開の取扱いは、北海道行政基本条例及び北海道情報公開条例の趣旨を踏まえ、所管課において決定する。
- (4) 会議の資料は、原則として会議の開催前に構成員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
  - ア 会議を公開と決定した場合

傍聴者及び報道関係者には、構成員に配付する会議資料と同一のものを配付する。

イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合 傍聴者及び報道関係者には、非開示情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て 配付する。

- (5) 連絡調整会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (6) 議事録は、教育庁文書管理規程運用方針、所管機関文書管理規程運用方針等に基づき、作成する。
- (7) 会議を公開すると決定した連絡調整会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するよう努める。

	区分	公表資料	様式
会	事前周知	・会議開催予定(注1)	任意
議	会議内容	・会議資料(注2)	
0		(一部非公開・非公開の理由を	
開		含む。)	
催		·議事録(注3)	

- (注1) 日時、開催場所、連絡調整事項、傍聴の可否等を記したもの
- (注2)会議資料には、出席者名簿を含む。
- (注3) 非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。
- 6 連絡調整会議の見直し

所管課長等は、連絡調整会議の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めると ころにより整理合理化等を行うものとする。

(1) 廃止

所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの。

- (2) 統合
  - ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の連絡調整会議と類似しているもの
  - イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの
- 7 常設する連絡調整会議の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条

例又は道及び教育委員会の計画に設置期限の設定がある場合は当該設置期限を、それ以外の場合は 2年間の見直し期限を設定する。

- 8 所管課長等は、毎年4月1日現在の常設の連絡調整会議の設置及び開催状況等について、総務政 策局総務課長に報告するものとする。
- 9 所管課長等は、連絡調整会議について、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するものとする。

# 第10 その他

- 1 各種行事の実行委員会、各種施策の推進、啓発等を目的とする会議等、教育委員会が他の構成機関と同等の立場で参加する会議で、構成機関間の協定、合意書等に基づき設置又は開催されるものについては、この基準は適用しない。ただし、他の構成機関の合意が得られる場合には、第9第5項及び第6項に準じた運営等に努めるものとする
- 2 教育委員会が参加する教育委員会以外の者が設置又は開催する会議については、この基準は適用しない。
- 3 説明、研修、報告等を目的に開催される説明会等については、この基準は適用しない。 附 則
- 1 この基準の全部改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この基準の改正前に設置された委員会等又は改正後のこの基準第2第1項第2号に規定する懇談会若しくは同項第3号に規定する連絡調整会議に該当することとなる会議で、現委員の任期がこの 基準の施行の日以降のものに係る当該任期の満了日以前の設置及び運営については、なお従前の例によることができる。

附則

この基準は、平成31年4月10日から施行する。

附則

この基準の一部改正は、令和元年6月1日から施行する。

# 北海道文化財保護審議会委員一覧

区分	役	職	氏	名	職業等	摘	要
学 識経験者			うち だ 内 田	ゅういち 祐 一	文化庁企画調整課アイヌ民族博物館 アイヌ文化振興調査官		
			きたむら 北 村	きよひこ 清 彦	北海道大学大学院 名誉教授		
			くま き 熊 木	としあき 俊 朗	東京大学大学院常呂実習施設 教授		
			しら き 白 木	さい こ 彩 子	東京農業大学生物産業学部 准教授		
			すず き 鈴 木	あきひこ 明 彦	北海道教育大学札幌校 教授		
			すみ 角	<sup>みやこ</sup> 美弥子	北海道教育大学岩見沢校 准教授		
			せがわ瀬川	たくろう 拓 郎	札幌大学 教授		
			たにもと 谷 本	あきひさ 晃 久	北海道大学大学院 教授		
			なかじま 中 島	こういち 宏 一	北海道開拓の村館長(学芸員) 一般財団法人北海道歴史文化財団事業本部長		
			なみ かわ 並 川	かん じ 寛 司	北海道教育大学 名誉教授		
			は ぶか 羽 深	ひさ お 久 夫	札幌市立大学 名誉教授		
			もり 森	まさ と 雅 人	札幌大谷大学 教授		
			やま もと 山 本	あ き 亜 生	小樽市総合博物館 主査(学芸員)		
行 政 関係者			こ じま 小 島	けんたろう 健太郎	北海道森林管理局 計画保全部長		

\*任期:令和4年(2022年)7月1日から令和6年(2024年)6月30日まで

# 北海道文化財保護審議会部会構成

部会	調査審議事項	委	員	職業等	担当分野	備考
第	有形文化 財、史跡 及び埋蔵					
	文化財に関する事項					
部						
会						
	無 形 士 ル					
第	無形文化 財及び民 俗文化財 に関する					
2	事項					
部						
会						
	夕暖及び					
第	名 勝 及 び 天 然 記 念 物 に 関 す る 事 項					
3	0 4 %					
部						
会						

# 令和4年度第1回北海道文化財保護審議会

報告事項

				標		題		
	ア	文化財の	指定(	登録)の状況				
		報告資料1		文化財の指定	定(登録)の	状況		
	-				T		(令和4年	9月9日現在)
報	-			<u>分</u> 種 別	名	称	所在地	指定等 年月日
		国指定	有	形文化財 建造物)	旧三井銀行	小樽支店	小樽市	R4.2.9
		国指定		形文化財 建造物)	ニッカウヰ 余市蒸溜所		余市町	R4.2.9
		国指定	天	然記念物	礼文島桃岩 植物群落	一帯の高山	礼文町	R4.3.15
		国登録		形文化財 建造物)	北海道大学	空沼小屋	札幌市	R4.6.29
	イ	令和3年	度道指	定文化財現況	調査			
告		報告資料 2		令和3年度4	比海道指定文	化財現況調査	Š.	
	ウ	令和4年	度市町	寸指定文化財の状況				
		報告資料3		令和4年度下	市町村指定文	化財の状況		
	Н	「勝山館」	跡宮ノ	沢川右岸出土	品」の道指別	定に向けた取	組	
		報告資料4		「勝山館跡智	宮ノ沢川右岸	出土品」道排	旨定に向けた	こ取組
	オ	北海道教	育委員	会の保管する	アイヌ遺骨	等の取扱方針	(案) の意	見募集
		報告資料5		北海道教育委 意見募集	委員会の保管	するアイヌ真	貴骨等の取扱	及方針(案)の
協	ア	道指定文	化財の	諮問に対する	答申			
		協議資料1		「(諮問のあ	った物件)」			
議	イ	道指定無	形民俗	文化財の指定	に向けた取締	祖		
		協議資料2		道指定無形目	民俗文化財の	指定候補物件	‡	

# ア 文化財の指定(登録)の状況

# 重要文化財 (建造物)

# 1 旧三井銀行小樽支店

小恃又占
2棟(本館、附属家)
小樽市色内1丁目97番地
公益財団法人似鳥文化財団
昭和2年(1927年)
意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの
小樽の銀行街であった色内地区に位置。三井銀行は小樽にいち早く店舗を
設置し、小樽が金融集積地となる契機をつくるなど、歴史的に重要な役割を
果たした。
昭和2年建築の現建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造の地方における早い例
で、金庫室や保護預庫(貸金庫)に鋼
板を貼った防火防犯対策や、暖房など
の設備機器も充実させる。半円アーチ
と荒々しい仕上げの石張は、イタリア
ルネッサンス期の形式を復興したもの
で、当時欧米で潮流したスタイルを洗
練された意匠で取り入れる。実施図面
などの建築設計図書がよく残っている
ことも貴重である。
(写真提供:小樽芸術村)
令和4年2月9日

# 2 ニッカウヰスキー余市蒸溜所施設

	- 人十一 未 中 然 油 別 旭 設
員 数	10棟(事務所棟、蒸溜棟、貯蔵棟、リキュール工場、第一乾燥塔、第二乾燥
	塔、研究室・居宅、旧事務所、第一貯蔵庫、第二貯蔵庫)
所 在 地	余市郡余市町黒川町7丁目6番地1
所 有 者	ニッカウヰスキー株式会社
年 代	昭和6年(1931年)~昭和17年(1942年)頃
指定基準	歴史的価値の高いもの
概 要	日本のウイスキーの父と呼ばれる竹鶴政孝が創業したウイスキー蒸溜施設。
	原材料の加工から仕込み、発酵、濾過、蒸溜、貯蔵まで、昭和10年代に建
	設された我が国最初期のウイスキー製造にかかわる施設が一連で残されてい
	る。北海道における近代産業遺産とし
	て歴史的に価値が高い。ヨーロッパ中
	世の城砦をイメージさせる事務所棟の
	正門や、赤いとんがり屋根と石造の外
	壁が特徴的な乾燥塔や貯蔵庫、ドイツ
	壁仕上げの木造洋館など、敷地内に分
	散する施設群を、調和のとれた外観で
	整えることも特筆される。
	(写真提供:余市町教育委員会)
指定年月日	令和4年2月9日

# 天然記念物

# 3 礼文島桃岩一帯の高山植物群落

所在地及び 指定地域	北海道礼文郡礼文町大字香深村国有林第129林班他
概要	礼文島桃岩一帯の高山植物群落は、海岸沿いの低標高地に発達しており、風衝や物理的に不安定な表土といった特殊な立地に成立するものである。 狭小な特殊立地にもかかわらず、高山植物の種多様性が高く、固有種と特に隔離分布種が多様である。最終氷期以前の古い時期に渡来した植物群が残っているものと考えられており、第4紀の気候変動に伴う高山植物の移動と現在の分布を理解する上で植物地理学的に貴重である。
登録年月日	令和4年3月15日

# 登録有形文化財

# 4 北海道大学空沼小屋

所 在 地	札幌市
所 有 者	北海道大学
登録基準	造形の規範となっているもの
概要	札幌南郊、空沼岳の万計沼畔 に所在する北海道大学の山小屋。 建設の発意に秩父宮雍仁親王 が関わり、基本設計はスイス人 建築家のM・ヒンデル。 登山者が集えるストーブ周り の吹抜や、30人を収容可能な 二階の寝所など、機能的で良質 なスイス風の山小屋。
登録年月日	令和 4 年 6 月 2 9 日

## イ 令和3年度北海道指定文化財現況調査

#### 1 趣旨

北海道文化財保護条例の規定に基づき指定された文化財について、現状又は管理若しくは修理の状況を把握することにより、適切な保存及び活用に資するもの。

# 2 調査内容

北海道指定文化財現況調査実施要領(平成24年3月30日生涯学習推進局長決定)に基づき、市町村教育委員会が道指定文化財の現況を現地で確認又は関係者に聴取し、現状又は管理若しくは修理の状況を調査票に記載し、道教委に提出する。

#### 3 調査結果等

道指定文化財の所在する市町村教育委員会から次のとおり調査結果の報告があった。 道指定文化財 166件(令和3年4月1日現在)

【調査結果一覧】 (件)

	指定分類	指定 件数	緊急対応の 必要性有	対応予定	備考
1 7	有形文化財	87	1	1	
2 -	有形民俗文化財	6	1	1	
3 4	無形民俗文化財	9	0	0	
4	史 跡	26	0	0	
5 4	名 勝	2	0	0	
6	天然記念物	36	3	3	
	計	166	5	5	

※太枠内の内訳は、別添「道指定文化財現況一覧(修理・整備の必要なもの)」の とおり

## 4 課題及び今後の対応

修理・整備の必要性があるもの、今後必要となる可能性の高い文化財について、地域づくり総合交付金の交付対象であることやクラウド・ファンディング等、財源確保の手法について紹介するなど、必要な保存・整備計画が具現化されるよう、地元市町村等に働きかけていく。

# 道指定文化財現況一覧(修理・整備の必要なもの)

# 1 (1) 有形文化財(建造物)

名勝

指定年月 日

名

称

所在地 公開鐵況

なし

_	_				_						
管内	No.	指定年月日	名	称	所在地	公開状況	保存状態	緊急対応 の必要性	修理・整備部分	対応 予定	備考
							なし				
1	(2)	有形文·	化財(美工品等	;)							
管内	No.	指定年月日	名	称	所在地	公開状況	保存状態	緊急対応 の必要性	修理·整備部分	対応 予定	備考
石狩	1	S34.2.24	阿弥陀如来立像		恵庭市	非公開	平成15年に開催された奈良国立博物館特別展出典のため、緊急的応急処置として漆箔の浮き上がりの激しい部分に剥落止めを行った。特別展に出典する際、同博物館の専門職員より漆箔の浮き上がり箇所について指摘があり、近年中に全体の修繕を行う必要があるとの指導があった。 防犯・防災設備 設置済み	あり	漆箔の剥落止め	あり	時期未定
2		有形民	俗文化財								
	No.	指定年月 日	名	称	所在地	公開街況	保存状態	緊急対応 の必要性	修理·整備部分	対応 予定	備考
					I		地盤沈下が原因と思われる様々な不具合がある。		I		
檜山	1	S38.12.24	江差姥神町横山家		江差町	非公開	地盛沈下が原因と思われる様々な不具合がある。 蔵の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ ハネダシの柱沈下による梁の傾き	あり	指定上の所有者が故人となっており、現在、江差町を交え、複数の相続人による所有者に係る協議を行っているところであるため、具体的な修復計画や実際の修復作業は所有者の確定後となる。	あり	
<b>省</b>			江差姥神町横山家 <b>俗文化財</b>		江差町	非公開	蔵の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ	あり	指定上の所有者が故人となっており、現在、江差町を交え、複数の相続人による所有者に係る協議を行っているところであるため、具体的な修復計画や実際の修復作業は所有者の確定後となる。	あり	
3			俗文化財	称	江差町	非公開公狀況	蔵の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ	あり 緊急対応 の必要性	指定上の所有者が故人となっており、現在、江差町を交え、複数の相続人による所有者に係る協議を行っているところであるため、具体的な修復計画や実際の修復作業は所有者の確定後となる。  修理・整備部分	あり 対応定	備考
3		無形民作指定年月	俗文化財				蔵の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ ハネダシの柱沈下による梁の傾き	<b>双</b> 总数	所有者の確定後となる。		備考
3		無形民作指定年月	俗文化財				蔵の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ ハネダシの柱沈下による梁の傾き 保存状態	<b>双</b> 总数	所有者の確定後となる。		備考
3	No.	無形民 指定年月 日	俗文化財 名				蔵の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ ハネダシの柱沈下による梁の傾き 保存状態	<b>双</b> 总数	所有者の確定後となる。		備考備考

保存状態

対応 予定

要緊急対応箇所

緊急対応 の必要性

# 6 天然記念物

	No.	指定年月 日	名称	所在地	公開 状況	保存状態 緊急対応 の必要性 要緊急対応箇所				備考
オホーック	1	S32.1.29	温根湯エゾムラサキツツジ 群落	北見市	公開	天然記念物指定当時と比較するとエゾムラサキツツジの衰退は著しく、群落の規模もここ数年で縮小してきている。 鹿害や雪害による影響が顕著であり、今後も鹿が保存に影響を及ぼす恐れがある。 説明板などの劣化はその都度修繕している。 鹿柵はR2.11に修繕し、現在は鹿食害がかなり軽減されている。	あり	専門家等によるツツジの診断が必要 今後の整備方針のため専門家の現地調査を予定	あり	R4~
十勝	2	S38.7.26	更別湿原のヤチカンバ	更別村	公開	毎年、保護区域を囲む有刺鉄線の補修を行っており、また、保護区域内は立ち入り禁止のため、管理施設は良好な状態を維持している。しかし、保護区域内にはヤチカンバ以外にも下草や雑木が繁茂しており、ヤチカンバの生育を妨げている可能性がある。	あり	他の植物への影響を考慮しつつオオイタドリ等の枯殺試 験等の実施を検討。有識者による委員会開催を検討。	実施時期 検討中	
根室	3	H23.3.15	西別湿原ヤチカンバ群落地	別海町	公開	①指定時と保存状態は変わっていない。 ②指定地周辺の牧草地からの影響や指定地東側排水路の影響により、今後ヤチカンバが衰退していく恐れがある。 ③標識・説明板などの管理施設に破損は見られない。		モニタリング(水位・植生)を継続的に実施する。 湿原乾燥化を遅らせるために、周囲からの影響緩和策を 検討する。	実施時期 検討中	

# ウ 令和4年度市町村指定文化財の状況

1 道内市町村指定物件数一覧

R4.5.1現在

1 ~	- 1 3 1 1 4 ·	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 2/1 9															114.0.1	<u>- 7011   1   1   1   1   1   1   1   1   1 </u>
		有形文	無刑	指定物件数       無形文化財     民俗文化財       記念物			<i>I→ ⟨++ ↓ L</i>	杞				文化與条例制	才保護						
管	管内	建造物	美術工 芸品	芸能	工芸技術	その他	有形	無形	史跡	名勝	天然 記念 物	文化 的景 観	伝統的 建造物 群 保 存地区	存技	計	備	考	有においる。	無
全	道計	130	6,761	32	3	2	64	92	205	12	152	0	1	0	7,454			152	27
			6,891			37		156			369								

2 令和3年5月2日~令和4年5月1日における市町村指定文化財指定物件一覧

	管内	市町村名		日における中町村指定と	指定年月日	概要
1	石狩			トウベツアカマツセイウ チ化石		絶滅した初期のセイウチ科の化石で、時代は中新世後期で約1,000~950万年前。1977年に当別川流域で発見された。この時代のセイウチ科の化石は記録が少なく、セイウチ科の進化の空白を埋める貴重な標本である。
2			有形文化財/ 美術工芸品	西川家文書	R3.9.30	江戸時代から明治期にかけて忍路を中心に商業活動を展開していた住吉屋西川家の商業記録類で、資料点数は約300点に及ぶ。近世の漁場経営の記録からは、その実態や漁場で働く人々の暮らしぶり、さらに近郊のアイヌ文化史が窺える。また、明治前期の洋式帳簿(複式帳簿)からは、物品の売買記録によって当時の小樽の物流の様子を知ることができる。近世近代の小樽を記した貴重な資料である。
3	後志	小樽市		稲垣益穂日誌	R3.9.30	明治から大正にかけて小樽の教育界で活躍した稲垣益穂(いながき・ますほ/1858-1935)が、38年間ほぼ毎日記録した日記資料である。稲垣日誌には、小樽の最盛期とも言える明治後期から昭和初期の街の移り変わりが克明に記されている。また、歴史に残ることの少ない市井の人々の日常が生き生きと記されている。稲垣の目を通して小樽の姿を追体験することが出来る、小樽のみならず北海道史においても貴重な歴史資料である。
4		登別市		片倉家主従開拓記念 碑	R4.3.30	明治2年(1869) に戊辰戦争で敗れた仙台藩の片倉家主従の一部が現在の登別市である幌別郡に移住し、開拓に尽力した様子が子孫等によって顕彰された石碑。大正15年(1926)6月20日に建立。
5		厚真町	民俗文化財/ 無形	興隆寺灯篭流し	R3.8.30	昭和30年頃から約60年以上にわたり毎年8月に厚真川厚真新橋付近から約200個ほど流下させる年中行事で、寺院檀家のみならず町民も参加しているお盆時期の風物詩。
6	胆振	むかわ町	有形文化財/ 美術工芸品	八王子千人同心移住 隊士市川彦太夫墓石	R3.7.30	寛政12(1800)年3月、八王子千人同心原半左衛門胤敦の手付として、蝦夷地移住の第一陣に参加した市川彦太夫の墓石。むかわ町に唯一現存するムカワ畑作場に関わりのある歴史的な石造物である。地元では、八王子千人同心の農場のあったことが伝えられている。また、鵡川大漁地蔵尊境内に、市川彦太夫の名前を記した記念碑を設置し、むかわ町指定文化財第1号「鵡川大漁地蔵尊」とあわせ、地域の歴史を語り伝える活動が継続されている。
7					天保の石灯籠	R3.7.30

	1 1		T	,		
8				冬島遺跡出土資料	R4.2.24	様似町冬島遺跡から出土した資料のうち、土器、石器。骨角 器など104点。
9	日高	様似町	有形文化財/ 美術工芸品	シャマニ場所絵図面	R4.2.24	江戸時代末期のシャマニ場所(様似)を描いた絵図。作者不明。冬島の穴岩、等澍院、シャマニ会所、アイヌコタン、昆布小屋、一里塚、境杭、小休所、塩釜山道、様似山道、炭焼小屋、柾挽小屋、鹿猟場、材木伐場などが描かれている。
10				様似軌道関係資料	R4.2.24	様似軌道は、木材運搬のため浦河町上杵臼から様似町西様似を越え様似町西町海岸までの約30kmにわたり三井物産によって敷設され、昭和5年から昭和20年までディーゼル機関車及びガソリン機関車計2台によって運行された。関係資料のうち、地図や図面類など62件91点を指定。
11	渡島	八雲町	有形文化財/ 美術工芸品	北海道第一号の木彫り熊とモデルとなったス イス製木彫り熊	R3.10.7	北海道第一号の木彫り熊は、徳川義親が大正11(1922)年にスイスで購入した木彫り熊を八雲町に送り、それをモデルとして伊藤政雄が製作し、大正13(1924)年の第一回八雲農村美術工芸品評会に出品したもので、記録に残る中では北海道で最初に作られた木彫り熊である。その後、八雲で作られた木彫り熊は道内外の品評会でも良好な成績を残すとともに、八雲を代表する農民美術品(土産品)として各地で販売され、北海道を代表する土産品と紹介されるようになる。また昭和期には八雲以外の地域でも盛んに作られるようになり、単なる土産品にとどまらず美術品としても扱われる木彫の1ジャンルを形成するが、北海道第一号の木彫り熊はそのはじまりとなる木彫り熊であり、貴重である。さらに、一つの土産品のルーツが明確であることは珍しく、モデルとなったスイス製木彫り熊についても貴重なものである。北海道第一号の木彫り熊:10.5×4.0×6.0cm、モデルとなったスイス製木彫り熊:9.5×4.0×5.5cm
12				家形石製品	R3.10.7	家形石製品は、栄浜1遺跡の平成9年度発掘調査により出土した、家を模した溶結凝灰岩製で縄文時代中期の石製品である。隅丸方形に近い平面形と、入母屋造りの屋根と壁からなる形状で、全体に加工が施されているが屋根の部分が特に丁寧に磨かれている。 縄文時代の家を模した国内唯一の考古資料であり、縄文時代の住居を考える上で大変貴重なものである。14.9×11.3×13.8cm
13			有形文化財/	美利河マンガン鉱山 関連資料	R4.1.26	当鉱山は砂金山を除く坑内掘り金属鉱山としては北海道最古の鉱山で、明治から昭和初期では北海道最大のマンガン鉱山とされている。 廃鉱後、昭和50年代に関連資料一式が鉱山から移設され、現在収蔵庫で保管・展示している。これら一連の資料は当時の鉱山文化を示すものとして貴重である。
14	檜山	今金町	美術工芸品	カニカン岳金山跡鉱山臼	R4.1.26	カニカン岳中腹には坑道跡や露頭掘り跡が多数見られ、また 江戸時代の文書記録の内容等から、江戸時代前期に稼働し た金山と考えられている。山麓から回収された鉱山臼は、当 時の金山経営の一端を示すものとして貴重なだけでなく、当 金山の年代的位置づけや技術の伝播系統をうかがい知る上 でも重要である。
15			記念物/史跡	美利河砂金採掘跡	R4.1.26	後志利別川上流域の河岸段丘上には、水路状遺構やすり鉢 状遺構等、砂金採掘に関わる遺構が随所に残っている。これ らは江戸時代前期のクンヌイ砂金山関連遺構と考えられてお り、指定区域はその中心部に当たる。これらは当時の砂金採 掘技術や金山経営の実態を知る上で重要である。指定面積 は33,839㎡。

16				富山県人の家(松田与 一記念館)	R4.2.25	彫刻家松田与一氏が創作活動を行ってきた建物。松田家出身地富山の伝統的民家形式である縁側付き田の字型プランを元に、古材や地域材を使って建てられた。令和3年に松田与一氏のご遺族より、土地、建物、作品群が東川町に寄贈され、作品展示施設となるように建設当初の姿を保つため減改築されている。
17		東川町	有形文化財/建造物	昭和の家(ギャラリー Zen)	R4.2.25	吹き抜けの玄関ホールを建物中央に持ち、切妻大屋根に加えて小型の切妻屋根付きの窓がある、昭和の高度成長期の洋風邸宅の装いを伺わせる、材木商の事務所兼住宅の木造建築物。大雪山より産する地元の広葉樹が使われている。二代目は陶芸家が運営するカフェスペースを持つアートギャラリーとして、佐藤忠雄氏の陶芸作品やアイヌ伝統工芸などが展示され、永く町民や旅人にも支持されてきた。令和2年に土地建物が町有化され、町を代表する「昭和の家」として、内部改装され、現在も地域文化の発信と、活用・交流の拠点となっている。2005年「美しい景観づくり賞」受賞。
18				割りクマゲラ1 他71件	R4.2.25	旋盤の魔術師と呼ばれた太田久幸がデザイン・制作した木地 玩具。
19	上川		有形文化財/ 美術工芸品	2021年 第37回東川 賞 国内作家賞 瀬戸 正人 "Silent Mode 2020"シリーズより他68 件	R4.2.25	「写真の町」東川町のシンボルとも言える「写真の町東川賞」。 2021年 第37回東川賞 国内作家賞 瀬戸 正人 "Silent Mode 2020"シリーズより 選考方法はノミネート形式となって おり、海外作家賞・国内作家賞・新人作家賞・特別作家賞・飛 彈野数右衛門賞の5部門からなる。(飛彈野数右衛門賞は 2010年(平成22年)に新設された。)
20				上富良野町郷土館	R4.1.24	開基80周年を記念し昭和53年に開館し、外観は大正8年当時の役場庁舎をモデルに建設されたものである。 本施設は、郷土資料約25,000点を所蔵(うち常設展示は約500点)しており、施設見学や郷土学習などの学校教育で活用され本地域の歴史を学ぶことができる拠点の1つとして重要な施設で、歴史的・文化的価値が高い建造物である。
21		上富良野町	有形文化財/ 建造物	上富良野町開拓記念 館	R4.1.24	開基100周を記念し平成9年に開館し、大正15年十勝岳噴火による泥流からの復興に東奔西走した当時の村長吉田貞次郎の住宅を解体復元したものである。 本施設は、大正15年の噴火に関する資料及び吉田貞次郎氏のご親族から寄贈された私物等の資料を展示しており、本地域の歴史を学ぶことができる拠点の1つとして重要な施設であり、歴史的・文化的価値が高い建造物である。
22				後藤純男の絵画作品 他370件	R4.1.24	千葉県の真言宗仏門に生まれた後藤純男氏(1930~2016)は、平成3年から本町にアトリエ(後に美術館を併設)を構え 創作活動をされており、本作品をはじめとした371点が町へ寄贈された。 同氏が描く風景画は、四季折々の情趣の中に、奈良、京都などの日本の古都の風物を端正で瑞々しい情感と宗教的な荘厳さで描き、また雄大な中国の自然や、そこで生きる人々、北海道の厳しい自然などを謙虚の念と、優しくかつ鋭い視点で描かれており、自然の中に宿る神仏に対する「祈りの心」を感じられる作品となっている。
23	十勝	浦幌町	有形文化財/ 美術工芸品	絵馬	R3.12.23	現厚内神社の前身となる通称「山の神社」を建立した川渕勝 太郎が明治42年4月3日に奉納した、町内に現存する最古の 絵馬。
24			無形文化財/ 工芸技術	風蓮湖の氷下待ち網漁	R3.7.28	冬期間結氷する風蓮湖で行われる伝統的漁法である。氷の下に小型の定置網を仕掛けて主にコマイやワカサギを獲る特異な技術は、改良を重ねながら長年にわたって引き継がれ、 今も別海町の漁業者の冬場の生活を支える糧となっている。
25	根室	別海町	有形文化財/ 建造物	旧陸軍計根別第一飛 行場1号有蓋掩体	R3.11.12	陸軍計根別第一飛行場敷地内に1942~43年頃築造された 鉄筋コンクリート造有蓋掩体で、大きさは幅約34m、高さ約5 m、奥行約22m、天井部がドーム型をしている。
26		羅臼町	記念物/天然記念物	サクライラウスシロカサ ゴ化石	R4.3.28	羅臼町ポン春苅古丹川で発見された、ホロタイプ・パラタイプ標本である。 世界で最古のシロカサゴ亜科の化石で、この進化を考える上で大変貴重である。 また、この化石は越川層から産出しており、新第三紀中新世後葉のこの地域の環境を知る上でも貴重なものである。

# 3 令和3年5月2日~令和4年5月1日における市町村指定文化財解除物件

1	後志	小樽市	有形文化財/ 建造物	旧三井住友銀行小樽 支店	R4.2.9重要文化財指定されたため市町村指定文化財解除
2	上川		記念物/天然記念物	まいたや	雪害による倒木により修復不可能であるため市町村指定文化 財解除